

仕 様 書

1 委託業務名

甲府市女性起業等支援業務

2 業務概要

(1) 目的

起業は、自分のやりたいことを自分のペースでできる魅力的な働き方として、子育てや介護等により時間に制約のある女性や、一旦仕事を離れた女性が就業を考える時の選択肢の一つとなっている。

そのため、起業してみたいという想いはあるが何からどう始めたらよいか知りたい、自分自身のやりたいことを見つけ起業や活動を始めた女性、更に、やりたいこと挑戦したいことが明確になり、起業等に向け準備を行っている等の女性を対象に、各段階に応じた研修等を実施し、やりたいこと、挑戦したいことの実現に向け切れ目のない起業等支援体制を構築することで、女性の起業等を支援することを目的とする。

(2) 開催日時及び開催場所

企画提案の内容をもとに甲府市（以下「市」）と協議の上、決定する。

(3) 委託履行期限

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

3 業務内容

起業等支援業務として、女性のための起業等支援セミナー「Can-pass（キャン-パス）」及び「Can-Pass plus（キャン-パス プラス）」を実施すること。

(1) 受講者の募集等

各セミナーの受講者募集については、各種媒体等を活用した効果的な周知を行い募集すること。参加申込の受付は、受託者が行うこと。

ア 対象者

甲府市在住もしくは甲府市内において事業等を立ち上げる予定のある女性で、各セミナーにおいて対象者を下記のとおり、区別する。

① 「Can-Pass（キャン-パス）」

起業してみたいという想いはあるが、何からどう始めたらよいか知りたい女性や、自身のやりたいことを見つけ、起業や活動を始めた女性で、経済産業省が分類（※）している起業準備フェーズの「フェーズ0、1」の段階にある女性。

② 「Can-Pass plus（キャン-パス プラス）」

やりたいこと、挑戦したいことが明確に定まっており、起業等に向けて準備を行っている女性や、起業等のノウハウを学びたい女性で、経済産業省が分類（※）している起業

準備フェーズの「フェーズ1、2」の段階にある女性。

※ 出典：経済産業省「平成30年度女性起業家等支援ネットワーク構築事業 女性起業家支援ノウハウ集」
イ 募集人数

各セミナー20名程度とする。

※重複受講は原則不可とする。ただし、受講者の有益になる場合を除く。

※重複受講の可否は市と協議の上、決定すること。

ウ チラシデザインの作成

・セミナーごと、受講者募集のためのチラシデザインを作成すること。

(A4版サイズ・両面・カラー)

・チラシデザインは、提案を基に市と協議の上、決定すること。

・チラシには、セミナー開催の日程及び概要を記載すること。

※セミナー開催の日程、概要等必要事項を網羅し、2つのセミナーを1枚のチラシで
募集することが効果的であると認められる場合はこれを可とする。

※チラシの印刷は、市が行う。

エ 留意点

受講者の個人情報等は市と受託者で共有するが、個人情報等の取扱には十分留意すること。

(2) 起業等支援セミナーの実施

「Can-Pass(キャン-パス)」及び「Can-Pass plus(キャン-パス プラス)」を実施するにあたり、セミナー受講料は無料とする。

ア 「Can-Pass(キャン-パス)」

受講者に対し、女性活躍の現状を踏まえ、起業等のやりたいこと、挑戦したいことを実現するために有効な知識やネットワーク、デジタルスキル等を習得できる内容とすること。

① 講座

- ・受講者に対する講座は、5回以上実施すること。
- ・起業等のやりたいこと、挑戦したいことを実現するにあたっての不安や悩みを払拭し、起業等に対して必要な手続きや準備、経営に関する基礎的な知識や、SNS発信等デジタルスキルを習得できる講座内容とすること。
- ・講座の進行（ファシリテーター）を行うこと。進行については、タイムスケジュールを事前に市と協議すること。
- ・講座に必要な講師等の選定と手配を行うこと。
- ・講座に必要なテキスト等の作成を行うこと。

② 現場見学会

- ・すでに起業等をしている女性の事業所や起業等の活動に有効な施設への現場見学会を開催すること。

- ・見学先の選定と手配を行うこと。

③ 受講者と支援機関との交流会

- ・山梨県及び甲府商工会議所等の創業支援機関、金融機関、起業等支援に対して協力を仰げる民間事業者等（以下「支援機関」）と受講者が交流し、支援機関を知る、繋がる機会を設けること。

④ 受講者の交流会

- ・受講者同士の交流会を設けること。
- ・受講者同士のコミュニティの拡大を図り、活躍の範囲を広げるための支援となるような内容を企画すること。

⑤ 個別相談及びグループ相談

- ・受講者への個別またはグループにてフォローアップを行うこと。
- ・個別相談及びグループ相談は、市の会議室や施設等も使用できるものとする。ただし、受講者が希望する時間と場所を優先する。
- ・個別相談、グループ相談終了後、相談記録を速やかに提出すること。

イ 「Can-Pass plus（キャンパス プラス）」

「Can-Pass（キャンパス）」のステップアップセミナーと位置づけ、受講者に対し、女性活躍の現状を踏まえ、起業等に向け、有効な知識やネットワーク、デジタルスキル等を習得できる内容とすること。

① 講座

- ・受講者に対する講座は、4回以上実施すること。
- ・「Can-Pass plus（キャンパス プラス）」は、「フェーズ0、1」の段階にある女性を対象とした「Can-Pass（キャンパス）」の次の段階となる講座であり、対象者のフェーズの違いに留意した講座内容にすること。
- ・中小企業診断士、公認会計士、税理士、各種コンサルタント等の専門家による座学形式の研修を中心とし、起業等準備及び創業期に直面する課題解決の際に必要な知識（事業計画作成、資金・収支計画、税務・会計、マーケティング計画、WEB戦略、デジタルスキル等）を習得することを意識した内容とすること。

（例）起業等に必要な手続き、会計処理や確定申告など財務関係、効果的なSNS発信の仕方、インターネットの活用

- ・講座の進行（ファシリテーター）を行うこと。進行については、タイムスケジュールを事前に市と協議すること。
- ・講座に必要な講師等の選定と手配を行うこと。
- ・講座に必要なテキスト等の作成をすること。
- ・受講者に支援機関についての情報を提供することや、受講者が支援機関と繋がることができるよう支援すること。

ウ 留意点

- ・開催場所は、市の会議室や施設等の使用を可能とする。
- ・セミナーは、オンライン形式で開催する可能性も考慮して計画すること。
- ・受講者が託児を希望した場合は、適宜対応すること。また、託児に必要な物品等を用意すること。
- ・受講者に対し写真撮影を行う場合、市ホームページ等に記載の確認を取り、その有無を記録し市に報告すること。
- ・その他、起業等やりたいこと、挑戦したいことを実現したい女性の課題やニーズを踏まえ、必要と思われる具体的な提案があれば盛り込むこと。
- ・甲府市女性活躍支援サイト「なでしこ plus」に、過去開催のセミナーの詳細を掲載しているため、参考とすること。

(3) 支援機関との情報共有及び連携

受託者は支援機関に対し、業務目的について理解を得るとともに、起業等支援セミナーへの協力や受講者に必要なサポートを受けられる体制を整え、受講者がネットワーク構築を図るための交流機会の創出に努めること。

(4) 実施結果の分析・課題等の抽出

- ・セミナー各回終了後に、セミナーの様子がわかる写真、参加状況や内容を記録したレポートを電子データにて提出すること。
- ・受講者に対して、セミナー受講前と受講後にアンケートを実施し、セミナーの効果等を分析して提出すること。アンケートの内容については、市と協議すること。
- ・受講者については、セミナー受講前と受講後の状況の比較、個別相談記録等の状況及び起業等の達成状況を報告すること。
- ・今年度実施したセミナーについて検証し、今後の方向性や課題等を抽出すること。

(5) 次年度以降の研修計画の策定

(4)で分析した課題を踏まえ、報告書にて工程計画等を策定すること。

※(5)の策定は、令和8年度の業務委託を確約するものではない。

4 成果物（実績報告書等）の提出

受託者は、委託業務終了後速やかに事業実施報告書を市に提出すること。

(1) 内容

- ・セミナー各回終了後に提出したレポート及び撮影した写真
- ・受講者の起業等の実績（アンケートの分析結果、受講者のセミナー受講前と受講後の状況の比較、起業等やりたいこと・挑戦したいことへの達成件数）
- ・個別相談やグループ相談終了後に提出した相談記録（相談者名、相談の日時、相談時間、相談対応者名、相談内容）

(2) 形式

ア 紙媒体

- ・ 1部（A4版、縦長、横書き、カラー）

イ 電子データ

- ・ CD-R 1枚

※修正、印刷が可能な様式で納品すること。

※提出前にはウイルスチェックを行うこと。

5 委託料の支払い

受託者は、委託料の30パーセントを超えない額の範囲内で、前払いによる委託料の支払いを請求することができるものとする。

6 留意事項

- (1) 本仕様書に記載されている内容を遵守した上で、より良い提案がある場合は企画提案書に記載すること。なお、提案については委託料の範囲内で実施するものとする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び甲府市情報安全対策指針（情報セキュリティポリシー）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏洩してはならない。業務終了後においても同様とする。また、業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (3) 業務委託における成果品の所有権、著作権、利用権は、市に帰属する。
- (4) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、状況に応じ市が本委託業務遂行上必要である業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本業務実施にあたり疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、市と協議を行うこと。